

# ■加入申込み

## 加入申込票

- この保険制度に加入をご希望する場合、申込人は添付の加入申込票に必要事項を記入し下記へご送付ください。
  - ※加入申込票の記載内容に間違いがないかご確認ください。
  - ※申込人・被保険者（保険契約により補償を受けられる方）のお名前、住所、業務内容などをご確認ください。
  - ※この保険契約で保険金のお支払対象となる損害を補償する他の保険契約等がある場合は、その内容を必ずご記入ください。
- 告知事項について
  - ①申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
  - ②告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票（引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。以下、同様とします。）に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13（内神田TKビル3F）  
一般社団法人全国地質調査業協会連合会  
「全地連第三者賠償補償制度」係

- 加入申込票の各事業収入金額の欄は、国土交通省へ提出された直近の現況報告書に基づきご記入の上、現況報告書等の事業収入が分かる資料をご提出下さい。

**申込 〆 切 日**      **ご継続の場合には、2020年11月24日（火）**  
**新規にご加入の場合には、2021年1月7日（木）**

（注）分割払（口座振替）の依頼手続の期限との関係で期日までにご継続のお申込みをお願いします。

## 保険料のお支払方法

- 保険料の払込方法は、年払（一括払）、月払（預金口座自動振替）のいずれかをご選択いただきます。

全地連事務局で加入企業からの加入申込票を確認のうえ、保険料を算出し、請求書及びお支払いに関する必要書類を送付します。

### ①年払（一括払）

- ご継続の場合・新規ご加入の場合いずれも銀行振込により、次ページ記載の指定口座に2021年1月12日（火）までにお振込ください。

### ②月払（預金口座振替）

- 年間保険料を12回に均等分割してお支払いいただきます。（分割払による割増はありません。）
- 口座振替の概要
  - （イ）預金口座振替日      毎月22日（休日の場合は翌営業日）
  - （ロ）振替名義              りそな決済サービス(株)
  - （ハ）振替手数料          全地連全額負担
- （二）預金口座振替払いに関する届出書（新規加入企業様のみ必要）
- 払込方法
  - （イ）ご継続の場合  
2020年12月22日（火）より2021年度の月額保険料の引落を開始いたします。
  - （ロ）新規ご加入の場合  
2021年1月12日（火）までに月額保険料の2か月分を次ページ記載の指定口座にお振込ください。保険料引落開始は、2021年2月22日（月）となります。

＜お支払いスケジュール例＞

	12月	1月	2月	3月	4月～11月
ご継続	1回目引落し (12/22)	2回目引落し (1/22)	3回目引落し (2/22)	4回目引落し (3/22)	5回目～12回目 毎月22日に 引落し
新規 ご加入		1/12までに初回 2か月分を下記指 定口座にお振込	口座引落開始 3回目 (2/22)		

●直接振込は下記の指定口座をお願いします。

銀行名	三菱UFJ銀行 本郷支店
口座名	(社) 全国地質調査業協会連合会
口座番号	普通預金 319462

### 保険会社への連絡事項について

ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。  
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
  - ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合
- また、ご加入後、次の事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
  - 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

### 保 険 期 間

- 2021年2月1日（午後4時）から2022年2月1日（午後4時）までの1年間になります。

### 確定精算について

- この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は直近の会計年度における保険算出基礎（事業収入金額）となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。  
なお、新たに本制度の対象業務を行われることになった企業など直近の会計年度における事業収入金額が存在しない場合には、取扱いが異なりますのでご連絡ください。

## ■中途加入手続

- ①中途加入の際、補償の開始時期は2021年3月1日以降の毎月1日（午前0時）付とし、2022年2月1日（午後4時）までが保険期間となります。
- ②中途加入保険料は、月割により算出します。（月割保険料×保険期間月数）
- ③加入申込票は毎月15日までに提出のうえ、一括払は毎月25日までに払込みを完了していただき、翌月1日が保険責任開始となります。
- ④月払口座振替の場合は、毎月15日までに加入申込票を提出のうえ、翌月22日に第1回目の振替をし、翌々月1日（午前0時）が保険責任開始となります。ただし、申込月の翌月1日より、保険責任開始を希望する場合は、2か月分の保険料を直接上記口座にお振込ください。

※詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。